

騒音に係る環境基準

(イ) 騒音に係る環境基準（道路に面しない地域）

単位：デシベル

地域の種類	時間の区分	
	昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～6:00
AA地域（療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域）	50 以下	40 以下
A地域（専ら住居の用に供される地域）及びB地域（主として住居の用に供される地域）	55 以下	45 以下
C地域（相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域）	60 以下	50 以下

(ロ) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

単位：デシベル

地域の区分	時間の区分	
	昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～6:00
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

(ハ) 幹線交通を担う道路に近接する空間

単位：デシベル

幹線交通を担う道路に近接する空間	時間の区分	
	昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～6:00
	70 以下	65 以下

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45以下、夜間にあっては40以下）によることができる。

- 備考) AA地域 … 京都市内で指定地域はなし
A地域 … 第1種及び第2種低層住居専用地域、第1種及び第2種中高層住居専用地域、田園住居地域
B地域 … 第1種及び第2種住居地域、準住居地域
C地域 … 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
幹線交通を担う道路に近接する空間とは次に該当するものをいう。
幹線交通を担う道路 … 高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道（市町村道にあっては4車線以上）及び自動車専用道路
道路に近接する空間 … 2車線以下の車線を有する道路の場合は道路端から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路端から20mまでの範囲